

特別養護老人ホームむつみ苑の入所に関する基準

1 目的

この基準は、特別養護老人ホームむつみ苑（以下「施設」という。）の入所基準を明確にすることにより、入所決定過程の透明性及び公平性の確保を図ることを目的とする。

2 入所判定対象者

入所判定の対象となる者（以下「入所判定対象者」という。）は、入所申込者のうち、次に掲げるものとする。

(1) 要介護3から要介護5までの者

(2) 要介護1又は要介護2であって、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者として、入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者」という。）の意見を踏まえ、施設が判断するもの（以下「特例入所対象者」という。）

特例入所対象者の要件に該当することの判断に当たっては、次の事情を考慮するものとする。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯であること、同居家族が高齢又は病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 入所検討委員会の設置

(1) 施設は、入所の決定に係る事務を処理するため、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営は、次のとおり行うものとする。

ア 委員構成

委員会は、施設長、副施設長、センター長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成するものとし、併せて、施設職員以外の者として、施設の所在する地域の民生委員等の中から1人以上を参画させるよう努めるものとする。

イ 開催

委員会は、必要に応じて施設長が招集し、開催するものとする。

ウ 所掌事務

委員会は、入所判定対象者に係る入所申込みの内容を整理した上で、入所の必要性を協議し、入所の決定を行うものとする。

(2) 記録の作成及び保存

ア 施設は、委員会を開催する都度、その協議の内容（保険者の意見を含む。）を記録し、これを2年間保存するものとする。

イ 施設は、保険者から求めがあったときは、この記録を提出するものとする。

ウ 施設は、入所申込者又はその家族から委員会の協議内容の開示を求められたときは、個人情報に係る部分及び開示した場合に公正な入所決定が妨げられる部分を除き、これに応じるものとする。

4 入所申込みの方法

(1) 施設への入所申込みは、次の書類により、入所申込者又は本人の意思を確認した家族が行うものとする。

ア 入所申込書（別紙様式1）

イ 調査票（別紙様式2）

原則として、介護支援専門員が作成する。

なお、入所申込者が病院又は介護保険施設等（以下「病院等」という。）に入院又は入所している場合は、当該病院等の相談員等が作成するものとする。（以下、調査票を作成する者を「介護支援専門員等」という。）

ウ 介護保険被保険者証の写し

エ 居宅サービス計画標準様式におけるサービス利用票及びサービス利用票別表（これらに準ずるものを含む。）の写し（直近3か月分）

当該書類が作成されていない者は、不要とする。

オ 介護支援専門員等の意見書（別紙様式3）

深刻な虐待が疑われる場合等、介護支援専門員等が特に必要と判断する場合に作成し、施設に直接提出するものとする。

(2) 施設は、入所申込みがあった場合は、入所申込者及びその家族に対して、施設が策定する入所基準について説明するとともに、入所申込者又は介護者の状況等に変化があったときは、施設に対して連絡するよう依頼するものとする。

5 特例入所が認められる場合の取扱い

施設は、要介護1又は要介護2の入所申込者の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる場合は、次の取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に保険者と情報の共有等を行うものとする。

(1) 入所申込者が要介護1又は要介護2である場合、施設は、保険者に対して、入所申込者（要介護1・2）に係る報告書（別紙様式4）により報告を行うものとする。

この場合において、保険者が福山市である場合には、施設は、入所申込書を受け付けた日の属する月の翌月の10日までに報告を行うものとする。

(2) 施設は、当該入所申込者を特例入所対象者として判断することについて、保険者に対して、入所申込者に係る意見照会書（別紙様式5）により、適宜意見を求めるものとする。

この場合において、保険者が福山市である場合には、施設は、委員会の開催日の3週間前の日以降に意見を求めることとする。

(3) (2)の求めを受けた場合において、保険者は、地域の居宅サービス及び生活支援等の提供体制に関する状況並びに介護支援専門員等からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容等を踏まえ、施設に対して、適宜意見を表明できるものとする。

(4) 施設は、保険者からの意見があった場合は、当該意見の内容を踏まえ、委員会におい

て、特例入所の必要性を判断するものとする。

6 入所の決定

(1) 入所を決定する基準等

ア 入所の決定に当たっては、入所申込者評価基準(別表1)(以下「評価基準」という。)により、入所の必要性の高さについて、入所判定対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を総合的に考慮するものとする。

イ 入所の検討に当たって、施設は、入所申込者に対して居宅サービス及び施設が持つ生活支援サービス等の在宅支援機能の活用を踏まえた上で、居宅において日常生活を営むことが困難であるかを判断するものとする。

(2) 入所を決定する際の手続き

ア 施設は、入所申込書を受け付けたときは、評価基準により算定した点数に基づき、委員会の協議等を経た上で、入所の優先順位を決定し、入所申込者順位名簿(以下「順位名簿」という。)に登載するものとする。

この場合において、評価基準により算定した点数が上位10名程度となる者については、委員会の協議等を経た上で、入所の優先順位を決定し、順位名簿に登載することとし、それ以外の者については、委員会の協議等を経ず、入所申込書の受付順に順位名簿に登載することができるものとする。

なお、入所申込者が要介護1又は要介護2である場合、施設は、特例入所に係る判断要件についての判定表(別表2)を作成し、特例入所対象者の要件に該当することを確認した後、評価基準により算定した点数に基づき、入所の必要性が高いと認める場合は、保険者の意見を踏まえ、委員会の協議等を経た上で、入所の優先順位を決定し、順位名簿に登載するものとする。

イ 施設は、順位名簿に基づき、委員会の協議等を経た上で、入所者の決定を行うものとする。

なお、施設の専門性又は居室の使用状況その他特別に考慮しなければならない事情により、入所の優先順位により難しい場合は、当該事情を総合的に勘案し、入所を決定する際に調整することができるものとする。

ウ 委員会において入所を決定したにもかかわらず、入所申込者がこれを辞退する場合は、一時的に入所の優先順位を繰り下げることとし、その順位付けについては、辞退の理由等を考慮して施設が判断するものとする。

7 順位名簿の管理等

(1) 施設は、入所申込書を受理したときは、順位名簿にその内容を記載して管理する。併せて、次の者(ア～エ)を除き、入所申込者に対する状況把握について、「入所申込者に係る調査票」を用いて、原則として年1回の調査(以下「状況調査」という。)を実施し、順位名簿の見直しを行うとともに、担当の介護支援専門員等との情報共有を行うものとする。

なお、状況調査を実施した連絡がない等調査不能と判断される場合は、順位名簿から除外し、施設等で使用している様式等を活用し入所保留者名簿に記載する。

ア 入所決定された者や辞退・死亡等により削除された者

- イ 入所申込から6月を経過していないもの
- ウ 入所申込の意思及び入所申込者の状況が明確な者
- エ その他入所申込調査の必要ない者

(2) 入所保留者名簿に記載された者については、2年以内に再度入所希望の連絡があれば、状況調査を実施し、順位名簿に復帰するものとする。

また、入所保留者名簿に記載後、2年間連絡がない場合は、入所保留者名簿から削除する。なお、入所保留者名簿から削除された者が入所を再度希望する場合は、改めて入所申込手続きを行わなければならない。

(3) 施設は、入所申込者から要介護度・介護状況等の変化した旨の連絡があった場合は、その内容を記録するものとする。

(4) 施設は、入所申込者から入所申込書の取下げの申し出があった場合、及び入所申込者が入所判定対象者でなくなった場合、順位名簿から削除する。

8 特別な事由による入所

次に掲げる場合は、委員会の協議等を経ず、施設長の判断で入所を決定することができるものとする。この場合において、施設長は、その決定内容をその後に開催する委員会に報告するものとする。

- (1) 災害その他特段の緊急性が認められる場合
- (2) 老人福祉法に定める措置委託による場合

9 施設における入所基準の策定及び適正な運用

(1) 施設は、この入所基準に基づき、入所の優先順位及び入所の決定を適正に行わなければならない。

(2) 施設は、入所基準を策定又はこれを変更したときは、これを公表するとともに、当該入所基準の写しを速やかに福山市に提出するものとする。

(3) 委員会の委員及び施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所申込者及びその家族に関する個人情報等を漏らしてはならない。

(4) 施設は、委員会の委員又は施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所申込者及びその家族に関する個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(5) 施設は、入所申込者の入所申込状況等について、調査票又は施設が使用している様式等を活用し、年1回程度保険者に報告するものとする。

この場合において、保険者が福山市である場合には、広島県又は福山市が実施する入所申込者に係る調査をもって当該報告に代えることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
(一部改正) この指針は、平成28年4月1日から施行する。